



表彰されました

平成25年度の厚生労働省及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構共催による、高齢者開発コンテストの奨励賞を頂きました。

高齢化社会の到来に伴い、高齢者の就業促進が全国的な流れになっています。また平成24年4月の介護保険法改正により、事業者指定の欠格及び取消要件に労働関係法令違反が追加されています。たすけあいあさひでは、ヘルパーが安心して働ける雇用環境を作ることでヘルパーの定着を図り、利用者サービスにつなげていきたいとの思いで、様々な取り組みをしてきました。

- たとえば、 1. 就業規則を見直し、常勤職員は70歳、非常勤は75歳までの雇用と定めた。
(毎年の健康診断が前提条件)
- 2. 毎年の健康診断の基礎検診については、全額たすけあいあさひの負担とすることで、健診率のアップを目指す
- 3. 鶴ヶ峰病院の内科(循環器)の川又先生に産業医をお願いし、衛生管理者資格を取得し、衛生委員会を設置した
- 4. 賃金においては、利用者から利用者への移動にかかる時間も給与保障をした。
- 5. 研修の充実と研修費のアップ
など、様々な取り組みをしてきました。

現在、健康で生き生きと働いている65歳以上のスタッフ(常勤・非常勤を含め)がいます。その経験豊富なスタッフに教えを乞いながら、若いスタッフのレベルアップを図り、より良い介護をしていきたいと決意を新たにしました。今後ともよろしくお願い致します。

副理事長 川瀬久美子



介護のはてな? 第16回「かかりつけ医」とは

主に内科医。長い年月、もしかしたら、先代のころからそこで開業していて、風邪をひいた、おなかを下した、等で、うちの家族、子供が、みなお世話になってきた医者、気軽に安心してかかれる医者、近所にいらっしゃいますか? そんな医療機関を近年、「かかりつけ医」と改めて位置づけて(平成17年厚労省)、適切な医療へスムーズにつなげようとする動きです。

昔は皆そんなお医者さんにかかっていた気がするけれど、いつのころからか、大病院への志向、名医(極端に言えばテレビに出ていた医者に、馳せ参じる)志向も強まったような。

日本の健康保険は、だれでも平等に医療にかかることができるのですから、誰しも、いい医者にかかってよくなりたいたい! そこで、まず近くのかかりつけ医が状況判断してくれて、精密検査や治療の必要性があれば、その専門性の高い医療機関につないでくれる。治療が終われば、かかりつけ医に戻って、日常の高血圧治療を続けたり、または、たまに風邪ひいたときにかかったり。

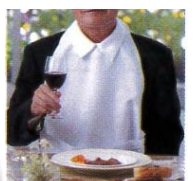
かかりつけ医は、そのひとが過去紹介した医療機関でどんな治療を受けたかも把握してくれている、医療健康の伴走者となります。訪問診療を頼んでいる方は、訪問診療医がかかりつけ医の役割を担います。

これは便利!! おしゃれに食事を楽しむエプロン

～うきうきシャツエプロン～

外出先でのお食事を楽しむための洋服みたいな感覚のエプロンです。

また、冠婚葬祭用に男性用・女性用のフォーマルエプロンもあります。お祝いの席で晴れ着を汚さず、安心してお食事ができます。



他に3色あります。

他に黒があります。